

正 誤

令和五年三月三十一日（号外特第二十五号）公布総務省令第三十六号（地方税法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二二六条第一第三十三号の四の様式申告区分の項中

申告区分	1. 新規取得（新車）	2. 新規取得（中古車）	3. 移転
	4. 転入	5. 転出	6. 抹消
	7. 変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者）		
	8. その他（		

）

申告区分	1. 新規取得（新車）	2. 新規取得（中古車）	3. 移転
	4. 転入	5. 転出	6. 抹消
	7. 変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者）		
	8. その他（		

）

納税（申告・報告）義務者の氏名「検査番号を左詰で記入」は「検査番号を左詰で記入」の語を二二六条第一第三十三号の五様式中

1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ

（

）

2.

（

）

1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ

（

）

2.

（

）

の語を。